



『松ヶ丘緑自治会自主防災マニュアル(以下 マニュアル)』を制定致しました。

下記の内容は防災に関する基本事項と、マニュアルの概要であり、詳細については閲覧しました内容をご確認ください。

必要に応じて右記QRコード及びURLよりダウンロードして、スマートフォン/パソコンでご覧ください。

また、スマートフォン/パソコンでご覧になれない方等で、必要な場合は印刷してご提供致しますので、組長・役員まで連絡下さい。

<https://sites.google.com/view/matugaokamidor>

1. 災害に対する備え(日頃からの備え)

(太枠内がマニュアルの掲載内容)

No.	分類	市(国)の取り組み	自治会の取り組み	会員の取り組み
1	災害対応全般	災害対策基本法の改正 自主防災手引きの公開	■自主防災マニュアルの整備	◆自主防災マニュアルのダウンロード、活用 ◆防災タウンページ(各戸配布版)の活用
2	想定される被害の確認	水害・地震・等の想定区域情報の公開(市のホームページパンフレット)	■自治会周辺ハザードマップを抜粋して掲載 ■組長に自主防災マニュアルを配布	◆市のホームページ、パンフレット等による近隣及び勤務先、通学先等を含めたハザードマップ等の確認
3	揺れ(地震)への備え	住宅の耐震化等の促進 ハザードマップ情報提供	■耐震対策・家具固定等を含めた防災知識について、「みどり」、回覧等を活用し周知	◆就寝場所の検討 ◆建物の耐震化、家具の固定の実施
4	火災への備え	消防力の強化、自主防災組織や住民への指導	■消火器の設置、点検等 ■消火器等設置個所の周知	◆消火器の準備 ◆お風呂の残り湯の活用
5	水害・土砂災害への備え	洪水ハザードマップの公示、土砂災害警戒区域の公示とパトロール	■民生委員と協力した要支援者の把握※	◆市のホームページ、パンフレット等による近隣及び勤務先、通学先等を含めたハザードマップ等の確認
6	食料・飲料水の備蓄	備蓄の推進	■家庭での備蓄の推奨活動(「みどり」等を活用)	◆最低3日分準備、非常持出品の準備
7	体制整備(連絡・避難等)	避難場所の整備 通信基盤整備	■自主防災組織の整備 ■自治会連絡体制の活用	◆家族会議の実施(避難場所の確認、家族内の連絡方法・集合場所等の相談、確認) ◆市の安心メールへの登録
8	自主防災組織の活動	自主防災組織の活動促進(補助金) 防災知識の普及・訓練の実施	■自主防災組織の役割に応じた実施内容の整備 ■自主防災マニュアルの見直し ■防災訓練への参加の啓発	◆東部地区防災訓練への参加

2. 警戒発令・災害発生時対応

No.	分類	市(国)の取り組み	自治会の取り組み	会員の取り組み
1	災害対応本部の設置、解除	災害対策本部の設置、解除	■自治会館(使用不可時は7号公園他)に自主防災本部設置 ■本部長、班長の任命、解除	—
2	情報の授受	下記の方法による広報活動 テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ、安心メール、ツイッター、エリアメール、緊急速報メール、広報誌、掲示板、など	■自治会通常連絡ルートによる連絡(役員への一斉メール他) ■防災本部での会員への情報提供(支えあい対象者含む要支援者等へは組長の協力も得てきめ細やかな対応)	◆市の安心メールの活用 ◆正確な情報の入手(テレビ、ラジオ、スマートフォン等の活用)
3	避難情報と行動【避難準備】	避難準備の周知 災害時要支援者への避難開始周知	■災害時要支援者への情報提供、避難の支援※	◆避難準備の実施(避難に時間がかかる災害時要支援者の避難開始)
4	避難情報と行動【避難勧告】	避難のための立ち退きの周知	■可能な範囲での避難勧告の伝達※	◆避難の開始
5	避難情報と行動【避難指示】	被害の危険が切迫しているため、立ち退きの指示	■可能な範囲での避難未実施者への避難指示伝達※	◆避難していない場合は速やかに避難
6	緊急地震速報と地震発生時の対応	緊急地震速報の広報(テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話による伝達)	—	◆身の安全の確保 ◆正確な情報の入手
7	情報収集	行政職員の派遣 航空機等(ヘリコプターを含む。)からの情報(映像)の活用	■自治会内の巡視の実施(被害状況、要救助者、火災発生箇所把握)	◆(可能な範囲での)自治会への協力(情報提供等)
8	消防・医療活動・等	消防・水防活動 救護所を設置し医療活動する。 必要に応じて災害派遣医療チームの派遣要請	■初期消火活動、救出・救助活動の実施	◆(可能な範囲での)自治会への協力(初期消火や救助活動への協力)
9	災害時の要援護者対策	福祉避難所の設置 協定している社会福祉施設への要請 「福祉避難所」の確保と受入れ	■要援護者への声かけ、安否確認、避難の支援※	◆(可能な範囲での)近隣の要援護者への協力
10	帰宅困難者対策	交通情報や市内の被害状況、駅周辺の避難所情報について、市ホームページ、安心メール、ツイッター等で情報提供	■近隣の避難所への誘導	◆むやみに行動しない(職場・学校にとどまる) 「災害伝言ダイヤル(171)や災害伝言板サービス」による家族の安否確認 「災害時徒歩帰宅支援ステーション」となるコンビニ等の活用(情報収集、一時休憩所、飲料水やトイレの利用)
11	小・中学校・幼稚園・保育所等の対策	保護者への引き渡し 引き渡し不可時の学校等での保護 各施設によるメール、ツイッター、ホームページ等による児童・生徒・園児や施設等の状況周知	—	◆情報の確認、情報に基づく対応
12	避難所の運営	避難所の運営責任	■避難所運営への協力、活動 ■避難所運営マニュアル(各避難所で整備)に基づく役割の実施 ■物資の配布や炊き出しへの協力	◆(可能な範囲での)避難所運営への参加・協力
13	避難所での食料・飲料・物資の提供	食料・飲料水・生活必需品の提供 必要に応じて協定締結自治体・業者等からの支援受け入れ	—	—
14	生活関連施設等の復旧	速やかな復旧、復旧状況の広報	■地域の状況取りまとめ ■(要請を受けた場合の)市への報告、状況確認	◆復旧情報の確認、情報に基づく行動

※現在計画のみ。今後実施方法を検討